

ARTICLE

社会教育施設の改革——公民館と図書館の連携・協力の可能性——

筑波大学名誉教授 葉袋秀樹

はじめに

社会教育施設では、この間、様々な改革の努力が行われてきたが、税収の減少や住民の高齢化が進む中で、一層の活性化を図る必要が生じている。

公共図書館（以下、「図書館」という）では、この間、各施設が持つ資源（資産）を洗い出し^{注1}、それを活用して施設間の連携・協力（以下、「連携」という）を進める方法を用いて、様々な施設・機関との連携を進めてきた。

社会教育施設のうち、博物館との連携では、共通テーマによる連携展示、所蔵資料の他施設での出張展示、他施設の企画展示に対する職員の支援等の方法が確立され、多くの取り組みが行われているほか、データアーカイブの

開発が取り組まれている。

本稿では、この方法を用いて、公民館との連携について検討する。公民館と図書館の連携については、友田泰正（大阪大学）^{注3}、澤田正夫（川口市立図書館）^{注4}等をはじめ、永年にわたり議論されてきたが、それを踏まえて、改めて改革の可能性を提案したい。なお、論者の所属は発表当時のものである。

一、公民館と図書館の現状と問題点

（一）現状

公民館の設置及び運営に関する基準第6条では、公民館が関係機関との緊密な連絡、協力等を行うこと、図書館法第3条9号では、図書館が公民館と「緊密に連絡し、協力する」ことを規定



葉袋秀樹
(みないひでき)

筑波大学名誉教授、日本生涯教育学会常任理事、日本図書館情報学会理事。1948年、兵庫県生まれ。慶應義塾大学経済学部、文学部図書館・情報学科

卒業、東京都立図書館勤務後、東京大学大学院教育学研究科博士課程教育行政学（社会教育学）専門課程単位取得退学。

図書館情報大学助手、助教授、教授、同生涯学習教育研究センター長（併任）、筑波大学図書館情報メディア系教授を歴任。

文部科学省これからの図書館の在り方検討協力者会議の主査として、「これからの図書館像」の策定、大学における司書科目の検討、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の検討に携わる（2004年～2012年）。

している。このため、しばしば公民館と図書館が併設されてきた。ただし、位置が離れている場合や、併設されていても、連携が行われていない場合がある。公民館と図書館の連携については、基本的な在り方は論じられているが、それを体系化し、発展させる議論が不足している。

公民館の約4割には公民館図書室（以下、「図書室」という）が設けられている。この図書室の役割として、山本慶裕（国立教育研究所）は、①図書館の分室、②公民館活動に関連した資料室の2つを挙げている^{注5}。社会教育分野では、図書室に対する関心は低い。図書館分野では、②の役割に対する関心が低く、職員や資料の不足のため、

図書館の代替は困難であると評価する傾向が強い^(注6)。

(二) 問題点

公民館の最大の問題点は、要求課題に関する学級・講座（以下、「講座」という）が多く、必要課題（地域課題）に関する講座が少ないことである^(注7)。社会的な課題に対する社会教育行政側の反応が鈍いという意見^(注8)や社会的に求められている事業には「参加者が集まらない」という声があり^(注9)、様々な対応策が検討され試みられている。

他方、図書館の最大の問題点は、図書館を利用して課題解決に必要な情報を入手している人がまだ少ないこと^(注10)であろう。しかし、図書館では、来館しない住民に広く広報を行ったり、図書館や資料を活用するための講座を多数開催したりすることは難しい。

このように、公民館、図書館にはそれぞれ固有の問題点がある。

二、連携・協力に関する基準と報告

これまで、公民館と図書館の連携について論じた国の基準や報告には次の4点がある。

(一)『公民館基準の解説』(1962)^(注11)
1959年に大臣告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」の解説書で、著者は、文部省の吉里邦夫と中島俊教である。図書室の運営と図書館との連携について、次のように述べている。

第一に、図書室に必ず備える図書を挙げ、第二に、図書室に図書館から配本(貸出)を受けることを求めている。定期配本のほか、講座の内容や地域産業に関する図書等である。講義、実習、研究、協議用施設にも関係図書を置き、利用できるようにする。第三に、公民館は、社会教育活動と図書館が提供する資料を結びつけ、その利用の促進に努める。図書館は、本来の専門的な事務に専念し、図書館資料の利用は公民館に委ねる。

この特徴は、公民館は、図書室を設置するだけでなく、図書館から配本(貸出)を受け、図書館資料の活用に努める点であり、図書館と公民館が補い合うことを想定している。

(二)『公民館経営ハンドブック』(197

7)^(注12)

「図書室の運営と相談事業」の章で、

中島俊教が図書室の運営について解説している。注目される点は、講座を開きたいが、多数の講座を開けない場合や、参加者が集まりにくい場合、講座を開けない場合に、図書で学べるように、講座の内容に相当する図書を整備しておくことを提案している点である。これは、講座の不足を図書室の活用によって補う考え方である。

(三) 社会教育審議会社会教育施設分科会「新しい時代(生涯学習・高度情報化の時代)に向けての公共図書館の在り方について」中間報告

——(1988)^(注13)

社会教育審議会社会教育施設分科会の報告である(以下、「社教審報告」という)。図書館と社会教育施設等との連携を提案している。「ネットワークの意義」では、各施設の持つ資料が他施設の事業に効果的に活用されることを挙げ、「ネットワークの内容」では、各施設が事業を企画・実施する際に参考となる資料の入手や情報の収集等が容易に行えるようになること、講座等を企画・実施する際の各施設の職員や関係者の協力が可能なることを挙げている。これは、図書館側から、社会教育

施設との連携を提案したものである。

(四) これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像』

(2006) (注14)

図書館が、地域の課題解決支援のために、社会教育施設や行政部局、団体・機関等と連携して、資料や情報を提供することを提案している。行政部局に重点を置き、改革の方法を解説している。この特徴は、新たに地域の課題解決支援を提案している点である。

(五) 基準・報告の影響

これらの基準や報告は、いずれも公民館または社会教育施設と図書館の連携を提案しているが、時期と立場が異なる。『公民館基準の解説』や『公民館経営ハンドブック』は、公民館関係の資料であるため、図書館関係者にはほとんど知られていない。「社教審報告」や『これからの図書館像』は、公民館関係者にはほとんど知られていないと思われる。したがって、公民館関係者と図書館関係者の共通認識にはなっていない。

また、『これからの図書館像』は、図書館職員に広く読まれ、運営の指針として活用され、大きな影響を与えたが、

公民館との連携については具体的には論じていない。なお、日本の都道府県には公民館がないため、都道府県立図書館は他の施設と連携する必要がある。

三 連携・協力の意義

これまでの議論から、公民館の資源として、公民館図書室、図書館の資源として、資料の提供(貸出)に着目し、それぞれの支援の在り方について考えたい。

(一) 図書館による支援

公民館図書室に講座での学習に役立つ図書等の資料があれば、学習の参考資料として活用できるほか、講座の企画の参考にも役立つ。さらに、公民館職員の研修にも役立つ。

必要となる資料は、講座によって異なり、絶えず新しい資料が必要になるため、小規模な図書室単独での収集や保存は困難である。吉里と中島が提案するように、図書館からの配本(貸出)を受け、必要に応じて入れ替える方が効率的である。

これを実現するには、まず図書室の活性化が必要である。専門職員が配置

されている場合は少ないため、図書室の運営には図書館による支援が必要である。秋田県立図書館では、最近、市町村の公民館図書室等を対象に特別支援制度を設け、職員への助言、運営改善の支援、職員の研修等を行って成果を挙げている (注15)。

次に、図書館は主な資料の複本を購入し、長期間・大量に貸出す必要がある。このため、図書館には公民館を重視する方針の決定が必要である。

図書館が地域の課題解決の支援に取り組んでいる現在、公民館と図書館の連携には新たな可能性が生まれている。

(二) 公民館からの支援

他方、公民館も図書館を支援することができ、講座の参加者や社会教育関係団体のメンバーに対する図書館に関する広報(掲示、チラシの配付等)や利用者ガイダンス、講座に関連する資料の紹介等を行うことができる。

図書館職員の協力を得て、図書館資料について学ぶ講座や図書館と資料・情報の活用のための講座(後出)を開くこともできる。

(三) 公民館と図書館の役割分担

この関係を踏まえて、公民館と図書

館の役割分担について考えてみたい。

公民館と図書館では、利用形態と学習内容が異なる。公民館は、受講者の集団に対し講座を実施する。図書館は、個人に資料を提供する。図書館では、誰でも、すべての主題について自主的に学習できる。公民館では、特定テーマに関して集団による学習を行うことができる。

二章で挙げた資料では、公民館と図書館が、次の3点で相互に協力することを提案している。これは、一種の役割分担と考えられる。

第一に、『公民館基準の解説』では、図書館資料の利用は公民館に委ねると述べている。図書館の本来の業務は資料提供であり、利用促進に割ける労力には限界があるため、公民館による支援は効果的で、利用の増加につながる。

第二に、『公民館経営ハンドブック』では、講座を開けない場合に図書室の図書で学んでもらうことを提案している。これは、図書館の図書でも可能である。すべてのテーマについて講座を行うことはできないため、講座を行えないテーマについては、図書館資料の提供によって、住民の自主的な学習を

進めることができる。

第三に、「社教審報告」では、「事業の企画・実施」のための他施設の資料の活用と職員の協力を提案している。公民館では、講座の企画に図書館資料を活用することができる。

公民館と図書館は、それぞれ異なる形でニーズに 대응しており、このような形で補い合うことができる。合わせて捉えることによって、幅広いニーズに 대응していることがわかる。

筆者は、これらの点は、公民館と図書館の本質的な関係を示すものと考えている。

(四) 二種類の学習

住民の学習には、講座による学習と資料・情報の利用による学習の両方が必要であり、両者は密接に関連している。住民が学習する場合、図書や雑誌・新聞等の文献だけで学習したり、文献をまったく読まずに学習したりすることは少ない。図書等を読むとともに、同じ関心のある人と話し合い、意見を交換し、関係者の話を聞いて学習することが多い。

このように、図書等を読むこと、図書館を利用することは学習の一部であ

る。しかし、図書館分野では、図書館利用は学習の一部であることが論じられることが少なく、公民館分野では、資料を利用する学習について論じられることが少ない。

四 連携・協力の現状と課題

(一) 連携の現状

公民館と図書館の連携はどのような状態にあるのだろうか。

全国公共図書館協議会による2010年の全国市町村立図書館の調査では、「社会教育施設（博物館等）」に対する連携の実施率は38・9%で、小・中学校（図書館）85・4%、幼稚園・保育園69・9%、自治体の各部局・各施設50・8%、福祉施設（介護施設等）41・1%に次ぐ第5位である^{注16}。公民館と図書館の連携の意義が明確になれば、図書館も、より積極的に支援することができる。

(二) 連携の課題

大学には大学図書館、学校には学校図書館があり、近年、アクティブ・ラーニング等の学習を支援する機能の点で注目されている。公民館にも図書室が必要であり、同様に「公民館の図書

館」として、学習を支援することができ。図書館は、学校と学校図書館を支援して、既に成果を挙げており、同様に公民館を支援することができる。公民館に対する支援は、既にある程度実施されているため、その拡大・充実が課題である。

支援の拡大・充実を図るには、次の3つの取り組みが必要である。第一に、図書館と公民館の両方で並行して取り組めるように、図書館と公民館に関する基準や報告で、同時に並行して提案を行うこと。第二に、職員の養成や研修において、図書館職員には公民館や社会教育について、公民館職員には図書館や資料利用法について、双方に公民館図書室について、それぞれ学習する機会を増やすこと。第三に、実際の事例を含む具体的なモデルを提示して、普及を図ること。この3点である。

五、社会教育事業の展望

公民館と図書館の関係をこのように考えた場合、両方の施設を効果的に活用する社会教育事業として、どのような講座が考えられるだろうか。その一例を考えてみたい。

(一) 住民・地域団体による地域調査

最近の傾向として、住民や地域団体が自主的に地域の調査を行っている例が見られ、そのための調査方法が紹介されている。

宮内泰介（北海道大学）は、『自分で調べる技術―市民のための調査入門』（2004）で、市民が、地域の問題、社会的問題の解決のために行う調査の方法について解説している^{注15}。市民が、行政の施策に対しパブリックコメント等で意見を述べるため、または、行政の施策に参加するため、さらには、行政、専門家、マスコミに頼らず、地域の問題を解決するためには、問題を的確に発見し調査する方法が必要である。資料・文献調査、フィールドワーク、まとめかたとプレゼンテーション等について解説している。

高原稔（地域問題研究所）は、『市民シンクタンクのすすめ…みんなの調査力・情報力で地域を変えよう！』（2007）で、市民による地域の調査を「市民調査」と呼び、その方法を解説している^{注16}。市民は政策の立案や条例の制定に積極的に参加すべきであるが、市民には地域経営に関する情報の収集、

取り扱い、活用のノウハウが不足している。このため、調査の設計、文献探索、アンケート調査、ヒアリング調査、事例調査、情報の記録・整理・図解、報告書の作成等について、わかりやすく解説している。

牧瀬稔（地域開発研究所）は、『政策形成の戦略と展開…自治体シンクタンク序説』（2009）で、自治体を取り巻く環境、自治体シンクタンクの現状、実際、可能性、行方について論じている^{注17}。今後、地方分権によって都市間競争が進展するため、自治体では政策形成力の確立が求められるが、その一つの手段として自治体シンクタンクがある。シンクタンクの機能の中で、政策研究のための調査・研究機能について論じ、調査のための統計の加工・分析、独自データの収集・加工・分析に言及している。

(二) 学習・調査方法の学習

社会教育においても、公民館と図書館が協力すれば、このような住民や地域団体による調査を支援することができる。

社会人が、様々な分野について学習するには、まず、学習方法、情報の利

活用方法（情報リテラシー）、調査方法、学習成果の発表方法を学ぶ必要がある。地域や個人の課題に関する各分野について学習するには、それ以前に、学習方法をはじめとするこれらの方法の知識が不可欠である。

これらを体系的に学べば、それ以後のすべての分野の学習に役立ち、効率的な学習ができ、学習を深めることができる。このような学習は、地域課題、現代的課題の学習に役立つ。

これには、図書館の利用方法や読書の方法等が含まれるため、結果として、図書館や図書館資料の利用も増える。このような講座の企画には、公民館職員と図書館職員の協力が必要である。

社会教育行政では、どの分野の学習にも役立つ基礎的な能力を学ぶ学習が効果的ではないだろうか。子育てや高齢者教育等の分野について講座を行う場合も、このような学習方法に重点を置くことができる。

おわりに

連携には、両方の立場と事情を知っている人材が不可欠である。まず、お互いが、相手の現状について学習する

ところから始めてはどうだろうか。2009年に制定された司書資格を得るための履修科目では、「生涯学習概論」2単位を必修科目としており、これを活用することが期待される。

注・引用文献

- (1) 坂本登「地域における生涯学習ネットワーク」『日本生涯教育学会年報』12、1991・11、p. 79.
- (2) これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―（報告）」2006、p. 28.
(http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm)
- (3) 友田泰正「公民館と図書館の接点」『社会教育』326、1984・7、p. 5・8.
- (4) 澤田正夫「Ⅳ. 学習援助ネットワークと公共図書館―公共図書館と公民館との連携」北嶋武彦編『生涯学習と公共図書館』全日本社会教育連合会、1991、p. 82・104.
- (5) 山本慶裕「公民館図書室の現状と課題」『月刊公民館』518、2000・7、p. 4・9.
- (6) 森山光良「図書館協力とネットワーク」植松貞夫編集『図書館概論』改訂版、樹村房、2005、p. 127.
- (7) 佐久間章「生涯学習を推進する指導者は誰か―生涯学習支援の中で社会教育主事は生き残れるのか」『社会教育』767、2010・5、p. 22.
- (8) 神代浩ほか「誌上パネルディスカッション 平成21年度の社会教育・生涯学習を検証する」『社会教育』765、2010・3、p. 33.
- (9) 工藤朝博ほか「座談会 社会教育事業企画者の喜びと悩み」『社会教育』784、2011・10、p. 46.
- (10) 注2の文献、p. 5.
- (11) 吉里邦夫、中島俊教「公民館基準の解説」帝国地方行政学会、1962、p. 38・39、54、67・68、75・76.
- (12) 中島俊教「第18章 図書室の運営と相談事業」現代公民館研究会編『公民館活動の展開』（公民館経営ハンドブックⅣ）、日常出版、1977、p. 34.
- (13) 社会教育審議会社会教育施設分科会「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について―中間報告―」1988（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/19880212001/t19880212001.html）
- (14) 注2の文献。
- (15) 山崎博樹「秋田県立図書館による公民館図書室の活性化支援」『日本生涯教育学会年報』33、2012・11、p. 135・144.
- (16) 全国公共図書館協議会「公立図書館における協力貸出・相互貸借と他機関との連携に関する報告書」2011年度（平成23年度）、2012、111p。「地域の関係機関・施設との連携・協力、相互貸借」p. 28・35.
- (17) 宮内泰介「自分で調べる技術―市民のための調査入門」岩波書店、2004、199p.（岩波アクティブ新書 117）
- (18) 高原稔「市民シンクタンクのすすめ…みんなの調査力・情報力で地域を変えよう！」日本地域社会研究所、2007、320p.
- (19) 牧瀬稔『政策形成の戦略と展開―自治体シンクタンク序説』東京法令出版、2009、194p.